

平成 26 年度緊急雇用創出事業基金事業 地域人づくり事業（雇用拡大プロセス） 「IT 産業人材育成事業」の企画提案 募集要項

この要項は、「平成 26 年度緊急雇用創出事業基金事業 地域人づくり事業（雇用拡大プロセス）
「IT 産業人材育成事業」の業務を事業者へ委託するにあたり、企画提案を広く募集し、総合的な審査により受託者を選定するために必要な事項を定めるものである。

1 業務の名称

平成 26 年度緊急雇用創出事業基金事業 地域人づくり事業（雇用拡大プロセス）
「IT 産業人材育成事業」

2 業務の目的

現状、IT 産業では、受注量は十分にあるものの、それに対応するための技術力を有する人材が不足している状況にある。そうした企業においては、現在の業務に対応するため、スキルを有し即戦力となる人材を求めていること、また、資金面の課題から、スキルを有しない者を雇用し Off-JT により育て上げる余裕がなく、人材の不足はあるものの、それが雇用に直結していない。

また、近年のスマートデバイスの普及と技術向上に伴い重要視されている、アプリ開発に関する能力を身に付けるには長期にわたる高度な研修が必要であるため、求職者が独力でスキルを身に付け、就職に結びつける機会が得難いことも、問題の解決を遠ざけている。

そこで、本事業では IT 産業人材を養成するため、OFF-JT として社会人マナーや職業意識の醸成に加え、アプリの企画、開発、製作実習を幅広く習得する研修プログラムを実施する。併せて、OJT として IT 関連企業において職場実習を行うことで、より実践的なスキルを身につけさせながら就職に繋げる。

3 業務の内容

(1) 委託業務の内容

「平成 26 年度緊急雇用創出事業基金事業 地域人づくり事業（雇用拡大プロセス）
「IT 産業人材育成事業」業務委託仕様書」のとおり

(2) 委託期間

平成 26 年 6 月下旬（予定）から平成 27 年 3 月 31 日（火）まで

(3) 委託額

総額で 30,624,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）以内とする。

(4) 雇用対象者

未就職卒業者を含む失業者（以下、「失業者等」という。）10 名

(5) 委託金額

委託金額は、業務委託仕様書に基づく受託団体の企画提案により決定するが、協議により調整することがある。

4 応募資格

応募する時点で次のすべてを満たすこと。

- (1) 愛知県内に事業所を有する法人又は法人以外の団体等（共同企業体でも可。ただし、構成員は 3 社までとする。）であること。

- (2) 一般労働者派遣事業の許可を受けていること（許可を受けている事業者との共同企業体も可。その場合、一般労働者派遣事業の許可を得ている企業が失業者等を雇用すること。）。
- (3) 総勘定元帳及び現金出納簿等の会計関係帳簿類、労働者名簿、出勤簿及び賃金台帳等の労働関係帳簿類を整備していること等、提案事業を的確に遂行するに足る能力を有すること。
- (4) 宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体や個人でないこと。
- (5) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定に該当する者（破産者で復権を得ない者等）でないこと。
- (6) 県税、法人税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (7) 事業説明会（5 月 16 日（金））に出席していること。
- (8) 平成 26・27 年度入札参加資格者名簿の「大分類 3. 役務の提供等」に登載され、「中分類 08. コンピュータサービス—小分類 07. コンピュータ研修」又は、「中分類 16. その他の業務委託等—小分類 03. 研修」を取扱業務としており、かつ「中分類 16. その他の業務委託等—小分類 06. 人材派遣」を取扱業務としていること。

【参考】 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（抜粋）

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

一 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

五 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。

六 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

5 応募方法

(1) 募集期間

平成 26 年 5 月 12 日（月）から平成 26 年 6 月 9 日（月）まで

(2) 提出書類及び提出部数

次の書類を各 7 部（正本 1 部、副本 6 部）提出する。 ※ 副本は写しで可
なお、提出書類は日本工業規格 A 4 版とし、言語は日本語、通貨は円とする。

ア 企画提案書（別添様式 1、2）

※ 簡潔、明瞭に記載、詳細は別紙（様式任意）に記載。別添様式 1 について、一般の企業は様式 1-1 を使用し、共同企業体は様式 1-2 を使用する。

イ 積算内訳書（様式任意）

※ 新規雇用者人件費、既雇用者人件費、研修費のほか物件費のうち事業に直接要する経費については、積算の内訳を記載

ウ 応募者の概要が分かるもの（企業案内等）

エ 一般労働者派遣事業の許可を受けている証明の写し

オ 定款又は寄付行為の写し（法人格を有しない場合は、運営規約に相当するもの）

カ 貸借対照表、損益計算書又はこれらに類する書類（直近のもの）

キ 県税の滞納がないことの証明書（直近のもの）

ク 法人税、消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明書（直近のもの）

※ 共同企業体の場合は、構成員ごとにウ～クの書類を提出のこと（エについては、該当企業のみで可。）。

（3）提出期限

平成 26 年 6 月 9 日（月）午後 5 時（必着）

（4）提出方法

持参、又は郵送（配達証明に限る）、若しくは宅急便（手渡ししたことが証明されるものに限る）のいずれかとする。

- ・持参の場合の受付時間は、土・日・祝日を除く平日の午前 9 時から午後 5 時までとする。
- ・ E メール及び F A X による応募は受け付けない。

（5）提出先

〒 4 6 0 - 8 5 0 1（住所記載不要）

名古屋市中区三の丸 3 - 1 - 2（愛知県庁西庁舎 7 階）

愛知県産業労働部産業振興課次世代産業室 次世代産業第二グループ（石川、松岡）

電話 0 5 2 - 9 5 4 - 6 3 5 2（ダイヤルイン）

6 提案事業の審査等

（1）審査方法

ア 一次審査（形式審査・書類選考）

○ 提出書類受理後、提案事業者が上記 4 で定める応募資格を満たしているほか、以下の項目について形式的に不備がないか審査を行う。

- ・ 提出書類の具備
- ・ 新規雇用者数、雇用期間及び雇用条件
- ・ 総事業費
- ・ 新規雇用者人件費の事業費割合
- ・ 基礎的研修、専門的研修（OFF-JT）及び職場実習（OJT）の実施期間
- ・ 雇用者に対する職場実習期間中のフォローアップ及び終了後の就職支援の実施

○ また、提案事業者が 4 事業者以上あった場合は、一次選定委員会を設け、書類選考に

より3事業者を選出し、二次審査を行う。

イ 二次審査

二次選定委員会において、提案事業者によるプレゼンテーションを行った上で、受託事業者を決定する。なお、当日はプレゼンテーション用のパネル・機材等の持ち込みは不可とする。

(2) 照会等

審査に至る過程で、必要に応じて、追加資料を請求することがある。また、応募内容等に不明な点があった場合、県から電話等による照会を行うことがある。

(3) 審査の観点

次の事項等を審査の観点となる。

	項目	審査の観点
1	事業の実現性・実行性	<ul style="list-style-type: none">○ 失業者等は計画どおり雇用確保できるか。○ 職場実習先は当該事業分野で計画どおり確保できるか。○ 基礎研修及び専門研修、職場実習とも実施計画を確実に実施できる体制を有しているか。○ 人材育成に類する過去の実績を有するとともに、十分な経営基盤を有しているか。○ 全体スケジュールは適切か。
2	提案内容の優良性	<ul style="list-style-type: none">○ 基礎研修及び専門研修、職場実習の選定は、人材育成ニーズを的確にとらえた内容及び当該事業分野での就職に適切な内容となっているか。○ 職場実習先への対応は適切か。(正規雇用化に向けた職場実習先企業との調整)○ カウンセリング、マッチング、フォローアップ、雇用終了後の就職支援は専門職員による十分な体制となっているか。
3	経費見積りの妥当性	<ul style="list-style-type: none">○ 事業費の積算は適切か。

(4) 審査結果

平成26年6月下旬(予定)に、採否に関わらず応募者に文書で通知する。

7 事業の実施

(1) 別に定める契約書により予定価格の範囲内で契約を締結する。

(2) 契約は概算契約(支払い金額の上限)であり、委託料は事業終了後、実績報告に基づき支払金額を確定する。

8 事業提案に関する質問

平成26年5月12日（月）から平成26年6月4日（水）までの間で質問を受付ける。

「地域人づくり事業「IT産業人材育成事業」企画提案募集に係る質問書」（別添様式3）により質問事項の趣旨を明確にして、次のあて先までEメールにより照会することとする。

質問に対する回答は、質問のあった団体等あてにEメールで回答するほか、愛知県公式ホームページ「ネットあいち」に掲載することとし、口頭（電話を含む。）による質問は受けない。

なお、質問内容が当該団体固有の内容に係る場合、回答は「ネットあいち」に掲載しない。

E-mail : jisedai@pref.aichi.lg.jp

件名 : 地域人づくり事業「IT産業人材育成事業」に関する質問

9 事業説明会の開催

事業説明会を以下のとおり開催する。

日時 : 平成26年5月16日（金）午後2時から

場所 : 名古屋市東区白壁1丁目50

愛知県白壁庁舎 5階 第2会議室

内容 : 募集概要の説明及び上記8の質問に対する回答

参加する場合は、平成26年5月15日（木）午後5時までに「地域人づくり事業「IT産業人材育成事業」説明会参加申込書」（別添様式4）に団体名、氏名等を記入の上、上記8のあて先までEメールにより申し込むこととする。

件名 : 地域人づくり事業「IT産業人材育成事業」説明会参加申込み

※ 企画提案に応募する場合、事業説明会に出席すること。

（事業説明会に出席しない場合、提出された企画提案書については無効）

10 留意事項

- (1) 企画提案は1団体につき1件とする。
- (2) 提出された企画提案書の内容を変更することはできない。
- (3) 提出された企画提案書は、返却しない。

なお、企画提案書は本委託業務における受託事業者の選定以外の目的で使用しない。

- (4) 企画提案の応募に関して要した経費は、応募者の負担とする。

11 問合せ先

〒460-8501（住所記載不要）

名古屋市中区三の丸3-1-2（愛知県庁西庁舎7階）

愛知県産業労働部産業振興課次世代産業室 次世代産業第二グループ（石川、松岡）

電話 052-954-6352（ダイヤルイン）

FAX 052-954-6943

E-mail : jisedai@pref.aichi.lg.jp